

第181号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー4, 5月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

電話回線の変更を勧める

電話や訪問にご用心！



このままでは
固定電話が使えなくなる!?
それって光回線の“便乗”勧誘かも！

NTT東日本およびNTT西日本は2024年1月以降、
固定電話のIP網への移行に伴い、電話会社内の設備の切替を予定しています。

IP網移行の局内設備切替に伴う手続きは不要です！

- 利用中の電話番号・電話機等は、設備切替後も利用できます。
- 不要な勧誘はきっぱり断りましょう。

不安に思った場合は、消費者ホットライン「188」へ！

 国民生活センター（2022年4月）

「お家の電話がこのままでは使えなくなりますよ。」「光回線に切替えが必要になります。」などという勧誘をしてくる業者にご注意ください。2024年1月以降固定電話のIP網への移行があります。これは、電話会社が行う社内設備の切替えなので、利用者側での手続きや自宅での工事は不要で、一般家庭の固定電話は今まで通りに使用出来ます。これをきっかけに光回線等に切替えを勧める業者の電話勧誘や訪問販売が予想されます。ご用心ください。

～国民生活センターHPより引用～

消費生活関連

4, 5月中にウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

*** 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です ***

- ・医療保険の勧誘で「他社との比較用のパンフレットを送ります。」と言われた。
- ・保険会社の社名を早口で言われ「勧誘ではない。保険の見直しをしますので、今加入している保険証書を見せてください。」と言われた。会社名を聞き返したら電話を切られた。
- ・「どんな保険に入っていますか？」と聞く保険会社からの電話があった。
- ・「新しい保険のパンフレットを送りたい。」と電話があったが断った。
- ・「いらぬ靴はありませんか？」という電話があった。
- ・「ご主人様のもので、スーツ、ネクタイ、腕時計、バックなど使っていないものはありますか？」と聞かれたので、「ない」と答えたところ、「みなさん無いと言いますが、探せば何か出てくるはずですよ。」と反論してきた。
- ・「高校生の母親か？」と尋ねる、学習塾の受講を勧誘する業者からの電話があった。

訪問販売

*** 突然来た業者から自宅等で販売勧誘された情報の報告です ***

- ・乳製品の新製品を案内したいと牛乳宅配業者が来た。断ったのに試供品を置いていった。
- ・「いらなくなった服を買い取る。」という業者が訪問して来たが、断った。

消費生活相談員からのコメント

「不用品を買い取る。」という業者からの電話勧誘や訪問されたという報告がありました。自宅で物品を買い取ってもらう際の「訪問購入」に関する相談が全国の消費生活センター等にも寄せられています。特に高齢者から寄せられた相談の中では終活でまとめた不用品を処分する際にトラブルに遭うケースもみられます。

特定商取引に関する法律が改正され、自宅で買い取り業者に物品を買い取ってもらう際の消費者を保護する制度や業者が守るべきルールが定められました。しかし、依然として訪問購入の強引な勧誘の相談も寄せられています。

「訪問購入」の場合、消費者の自宅に突然訪問して勧誘することは禁止されています。突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたらきっぱり断りましょう。

万が一契約してしまったとしても、クーリング・オフができる場合があります。

困った時には大崎市消費生活センター(21-7321)にご相談ください。

～国民生活センターHP より一部引用～

その他

- ・商業施設に新しく開店した買い取り業者が、店舗前で「不用品の査定をするので、何でもいいから持ってきて。」と勧誘してきた。
- ・婚活のパンフレットが自宅のポストに入っていた。
- ・健康食品等の販売する店舗の開店を知らせる折り込みチラシが新聞に入っていた。

食品の品質表示

4・5月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈4・5月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	レタス	名称・産地	22	有	22
					無	0
	バナナ		22	有	22	
				無	0	
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	鶏肉		22	有	22	
				無	0	
加工食品		ジャム	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	11	有	11
					無	0

◆報告

・ジャムの表記について、A社は表示が完ぺきだったが、B社は産地表示がなかった。C社は輸入品で原産地表示だった。

令和4年4月以降に製造・販売される製品は、原料原産地が必ず表示されます。

加工品の品質表示見本

消費者庁 食品表示企画課 HP より引用

商品の内容を表す一般的な名称が表示されます。

添加物は原材料名欄に原材料名と明確に区分して表示されることもあります。

内容量はグラムやミリリットル、個数などの単位を明記して表示されています。

名 称	ストロベリージャム
原材料名	ストロベリー(宮城県産)、砂糖(砂糖、ぶどう糖)
添加物	ゲル化剤(ペクチン:りんご由来)、酸味料
内容量	160グラム
賞味期限	2023. 06. 01
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください
製造者	○×農園 株式会社 宮城県〇〇市〇〇町〇—●—●

賞味期限は、おいしく食べることができる期限。消費期限は、過ぎたら食べないほうが良い期限。

※原料原産地名⇒国内で製造販売されたすべての加工食品について、最も多く使われた原材料原産地が表示されます。かっこ書きで表示されることもあります。対象の原材料が国内で製造された加工食品の場合は「国内製造」と表示しますが、原材料として使われた生鮮食品が「国産」とであるという意味ではありません。ただし、輸入品については、原料原産地表示ではなく「原産国名」の表示が必要です。

消費生活相談員のコメント

加工食品の品質表示調査について、今月は加工品「ジャム」の表示を調査していただきました。「表示が確認出来なかった」という店舗や疑義という表示の報告がありましたので、もう一度、参考として表示事項の資料を作成しましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、経過措置期間(準備期間)は、令和4年3月31日までとしておりますので、経過措置期間内に製造される製品は、4月1日以降でも原料原産地が表示されていない場合があります。

調査・報告いただきました店舗については、消費生活センターで再度、確認いたします。

～編集後記～

今年度は11名の方に大崎市消費生活ウォッチャーとして活動していただくことになりました。ウォッチャーの皆さんに活動していただく内容は「大崎市内の店舗で販売されている食品表示の調査と報告」「事業者から勧誘があった際の状況報告」「問題と思われる販売等の調査と報告」です。毎月報告して頂いた調査結果をまとめ「くらしウォッチャーだより」に掲載、加えて消費生活関連の様々な情報をお伝えしてまいります。是非、皆様の生活にお役立てください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)